

いじめ防止基本方針

津市立一身田中学校

1. いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

学校生活の人間関係の中で、生徒が他の生徒から心理的、物理的影響を受け、心身の苦痛を感じる行為をいう。

(2) いじめの態様

- ① 嫌なことを言われる（からかい、冷やかし、悪口、あだ名等）
- ② 仲間はずれ、無視
- ③ 暴力行為（ふざけあいでも一方的に攻撃される、たたく程度が他より強い等）
- ④ 金品強要
- ⑤ いやがらせ（落書き、私物を隠される、盗まれる、壊される等）
- ⑥ 嫌なことをさせられる（恥ずかしいこと、危険なこと、犯罪行為等）
- ⑦ ネットを利用した誹謗中傷
- ⑧ その他（上記以外に心身の苦痛を感じる行為）

(3) いじめの理解

いじめはいつでもどこでもどの子にでも起こり得るものという意識を持ち、日々の生徒の状態を観察する必要がある。そして、いじめは加害者、被害者だけの問題ではなく、いじめを容認する、あるいは傍観するという集団に起因することを認識し、いじめを絶対許さない雰囲気形成する集団づくりを行うことが大切である。また、友人関係や勉強に関する出来事がストレスの要因となりいじめに結びつくことを踏まえ、分かる授業づくりを行うことも必要である。

(4) 学校の基本的な考え方

- ① いじめはどの生徒にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ③ いじめにあっている生徒を守る立場に徹する。
- ④ いじめは学校だけでなく、家庭・地域などすべての関係者が関わり取り組む課題である。

2. いじめ防止対策の組織

(1) 組織の名称

- ① いじめ対策協議会
- ② 重大事態対策協議会

(2) 組織の構成

- ① 生徒指導委員会（管理職、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭）+企画会議（管理職、学年主任、教務主任） 必要に応じて、該当担任教諭、スクールカウンセラー等
- ② ①に加えて、学校運営協議会委員

(3) 組織の役割

- ① いじめに対する取り組みの計画・作成、実行、検証、情報交換等
- ② 重大事態発生後の対策、調査、報告

3. いじめ防止対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

- ① 人権教育の充実

- ・ 4月、学級開きで担任よりいじめを許さない基本方針の表明を行う。
 - ・ 7月、身近にある人権課題について考えさせ人権作文を生徒全員に書かせる。
 - ・ 12月、校区人権フォーラムで小学生と交流する中で生徒の自主性を育てる。
- ② 分かる授業、生徒参加の授業の確立
- ・ 授業にめあてと振り返りを導入し、生徒が主体的に参加する授業を研究し、全教員が年1回の授業公開を行う。
- ③ 授業規律の確立
- ・ チャイム席、あいさつ、机の配置、発言の仕方などの授業規律を指導することで、けじめができる生徒づくりを行う。
- ④ キャリア教育の推進
- ・ 1年、「会社をつくろう」を通して、コミュニケーション力を育て、地域に出ることで自己有用感を獲得させる。
 - ・ 2年、職業体験学習を通して、社会性を身につけさせる。
 - ・ 3年、ものづくり体験を通して、力強く生きる確かな力を身につけさせる。
- (2) いじめの早期発見
- ① アンケート調査
- 学期に1回全生徒にアンケート調査を行い、実態把握と対処を行う。
- ② 生活ノートの活用
- 生活ノートの提出を実施し、毎日担任との筆談を行うことで、担任との信頼関係を築く。
- ③ 教育相談
- 毎学期に放課後3週間程度期間を定め、担任（または他教員）が生徒と面談し、課題を共有する。
- ④ 家庭訪問や懇談会
- 保護者との連絡を密にし、学校や家庭で気づいたことを共有するとともに、相談しやすい関係を作る。
- ⑤ 保健室、相談室の活用
- スクールカウンセラーとの連携を密にする。
- (3) いじめに対する措置
- ① 組織対応体制の確立
- ・ いじめまたはいじめと疑われる行為を発見した場合は、発見者がその場で行為を止める。
 - ・ いじめの訴えや相談を受けた場合、真摯に聞き取る。
 - ・ 上記の発見通報を受けた教職員は、速やかにいじめ対策協議会に報告する。
 - ・ いじめ対策協議会は直ちにいじめの事実の有無の確認を行う。
 - ・ 被害生徒、加害生徒以外にも情報収集を行い、事実を把握する。
 - ・ いじめの事実が確認されたら、可能な限りその日の内に該当する保護者へ連絡する。
 - ・ 犯罪行為であれば、警察に連絡し、事件後も協力して指導に当たる。
- ② 被害生徒、情報提供生徒への安全確保
- ・ 被害生徒の安全を最優先にし、安心して登校できるような措置をとる。
 - ・ 被害生徒の心情を理解し、話しやすい雰囲気作りと教職員との信頼関係作りを継続する。
 - ・ スクールカウンセラーとの連携を図る。
 - ・ 情報提供生徒については情報が漏洩しないよう配慮する。
- ③ 加害生徒への指導
- ・ いじめた生徒に対し自らの行為の責任を自覚させる。

- ・該当する保護者に協力を求め、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④ 保護者連携、関係機関との連携
 - ・いじめの報告は早急に複数教員で行う。
 - ・被害生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアの取組について説明し理解と協力を依頼する。
 - ・加害生徒の保護者に対しては、事象の内容や被害生徒の心情を伝え、今後の学校の取組に理解と協力を得る。加害生徒の課題解決のための支援についても話し合う。
 - ・必要に応じ、教育委員会、子育て支援課、児童相談所、警察等に相談し協力を要請する。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生徒が自殺（自殺未遂）、あるいは重大な傷害を負った場合。
- ② いじめにより金品等に重大な被害を被った場合。
- ③ いじめにより相当期間学校を欠席せざるを得ない状況に陥った場合。

(2) 発生時の対応

① 報告

学校は、重大事態が発生した場合、津市教育委員会を通じ津市長へ事態発生を報告する。

② 調査主体

報告を受けた教育委員会は、調査主体を学校、教育委員会附属機関、外部関係機関などの組織に委ねるかを判断する。

③ 調査（学校が調査主体の場合）

- ・学校は、いじめ対策協議会に第三者を加えた重大事態対策協議会を組織し調査に当たる。
- ・重大事態対策協議会は、事実関係を明確にするために、客観的な事実関係を速やかに調査する。（いつ、誰から、どのような態様で、背景、人間関係、学校の対応等）
- ・アンケート等をとる場合は、それによって得られた情報を被害生徒・保護者に提供することを前もって説明する。
- ・重大事態対策協議会は、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら適切に情報を被害生徒・保護者に提供する。
- ・学校は、重大事態対策協議会の調査結果について、津市教育委員会を通じて津市長に報告する。

④ 再調査

津市長は、学校より受けた報告に対し、重大事態発生防止のため必要と認めるときは再調査を行う。この場合、調査主体は市長部局に設置する組織が実施する。

5. 保護者・地域との連携

(1) 保護者の役割

- ① 家庭において、保護者は子どもに対し「いじめを行うことのないよう」規範意識を養う指導を行うとともに、いじめを受けた場合「適切にいじめから保護する」ものとする。
- ② 保護者は、学校との信頼関係を築き、子どもの変化について情報共有を行う。

(2) 地域の役割

- ① 地域住民は、校外で起こるいじめを目撃、あるいはその情報を得た場合、学校へ報告する。
- ② 地域組織は、学校との連携協力関係を密にし、子ども達の地域行事への参加などを通して、自己有用感を育てる。